

議案第五八號

三朝町手教科條例の一部を次のやうに
改めるものとする

昭和三十一年九月二十一日提出

原案可決

三朝町長

坂出雅

昭和三十一年九月廿一日議決

三朝町議會議長

天野廉



昭和三十三年三朝町條例第

號

三朝町手数料條例の一部改正條例

第二條の

三、住民登録抄本（一枚に付）及證明書一通につき

「三十円」とあるを「四十円」に改める

附 則

この條例は昭和三十三年十月一日より施行する